

白岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。

2 改正の概要

(1) 第6条の2関係（安全計画の策定等）

利用者の安全を確保するため、安全計画の策定等が義務化されたことに伴い、本条を新設するものである。

(2) 第6条の3関係（自動車を運行する場合の所在の確認）

利用者の安全を確保するため、自動車を運行する場合、乗車及び降車の際に、所在確認を行うことが義務化されたことに伴い、本条を新設するものである。

(3) 第12条の2関係（業務継続計画の策定等）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、業務継続計画の策定等が努力義務化されたことに伴い、本条を新設するものである。

(4) 第13条第2項関係（衛生管理等）

利用者の安全を確保するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な研修及び訓練を実施することについて定めたものである。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第6条の2

第1項から第3項までの規定を努力義務とする経過措置を設ける。